

《被扶養者の収入要件》

①	60歳未満(③以外)	年130万円未満 かつ 被保険者の収入の2分の1未満
②	60歳以上	年180万円未満 かつ 被保険者の収入の2分の1未満
③	19歳から23歳未満(12月31日時点の年齢)	年150万円未満 かつ 被保険者の収入の2分の1未満

扶養認定申請時の提出書類一覧表

提出必須な書類	◎健康保険被扶養者異動届	各項目をもれなく記入すること。資格確認書が必要な場合は必ずチェックを入れること。
	◎世帯全員が記載されている住民票の写し	続柄が省略されていないもの <u>個人番号の記載がないもの</u>
	◎生計維持申立書	扶養申請対象者の生計を維持している内容を詳しく記載
	◎学生証の写し	扶養申請対象者が学生の場合のみ
	◎収入を証明する書類(下記参照)	下記の表より該当するものは全て提出してください。

◎配偶者の場合

対象者	収入状況		添付書類
配偶者	収入あり	●給与収入がある場合	雇用条件通知書の写し 直近3ヶ月の給与明細の写し 給与支払証明書 のいずれか1つ
		給与収入のみの場合 →	雇用条件通知書と併せて「給与収入のみである旨の申立書」(※)を提出
		●年金受給がある場合 (老齢・障害・遺族・個人年金)	年金振込通知書の写し 年金額決定通知書の写し 年金額改定通知書の写し のいずれか1つ
		●事業をしている方 (営業・不動産・農業など)	直近の確定申告書の写しと収支内訳書(青色申告書)の写しの両方提出
		●失業給付を受給をする方	雇用保険受給資格者証の写し(全面)
	収入なし	非課税証明書の写し 退職した場合は退職日がわかる書類の写し	
事実婚の場合		上記の書類の他に 双方の戸籍謄本の写し	

※ 収入が雇用契約書を提出した給与収入のみである場合に提出

※ 現在無職だが、前年は就労していて年度途中で退職をしたため、非課税証明証が出ない場合はその旨を生計維持申立書にご記入し退職証明を添付してご提出ください。

※ 事実婚の場合、「届出をだせばすぐに婚姻関係になれる関係」であることが条件。同居期間や生計維持関係を詳しく生計維持申立書に記載が必要となる。

※ 給与支払証明書は扶養申請対象者の勤務先が記入したもの

◎子の場合

対象者	同居	収入状況	添付書類
子	同居	収入なし	●学生(予備校生を含む) 学生証の写し(高校生以上) ●学生以外 非課税証明書の写し 退職した場合は退職日がわかる書類の写し
		収入あり	●学生(予備校生を含む) 学生証の写し(高校生以上) ●学生以外 給与収入がある場合 雇用条件通知書 直近3ヶ月の給与明細の写し 給与支払証明書 のいずれか1つ (給与収入のみの場合・・・「給与収入のみである旨の申立書」を労働条件通知書と併せて提出) 給与以外の収入がある場合(事業収入や失業給付等) 直近の確定申告書の写しと収支内訳書(青色申告書)の写し ・ 雇用保険受給者証の写しなど、該当するもの 障害年金受給者の場合 年金額決定通知書の写し 年金額改定通知書の写し 年金振込通知書等の写し のいずれか1つ
	別居	収入なし	●学生(予備校生を含む) 学生証の写し(高校生以上) ●学生以外 非課税証明書の写し 退職した場合は退職日がわかる書類の写し 送金証明(振込明細書・通帳の写しなど)
		収入あり	●学生(予備校生を含む) 学生証の写し(高校生以上) ●学生以外 送金証明(振込明細書・通帳の写しなど) 給与収入がある場合 雇用条件通知書 直近3ヶ月の給与明細の写し 給与支払証明書 のいずれか1つ (給与収入のみの場合・・・「給与収入のみである旨の申立書」を労働条件通知書と併せて提出) 給与以外の収入がある場合(事業収入や失業給付等) 直近の確定申告書の写しと収支内訳書(青色申告書)の写し ・ 雇用保険受給者証の写しなど、該当するもの 障害年金受給者の場合 年金額決定通知書の写し 年金額改定通知書の写し 年金振込通知書等の写し のいずれか1つ

※高校生以上の学生の場合は学生証の写しを必ず提出すること

※学生以外の別居している子を扶養する場合は送金証明を必ず提出すること

◎その他の場合

対象者	同居	収入状況	添付書類
父母 祖父母 兄弟姉妹 孫 曾祖父母	同居	収入あり	●給与収入がある場合 雇用条件通知書の写し 直近3ヶ月の給与明細の写し 給与支払証明書 のいずれか1つ (給与収入のみの場合・・・「給与収入のみである旨の申立書」を労働条件通知書と併せて提出) ●年金受給者の場合(老齢・障害・遺族・個人年金等) 年金額決定通知書の写し 年金額改定通知書の写し 年金振込通知書等の写し のいずれか1つ ●給与以外の収入のある場合(事業収入や失業給付など) 直近の確定申告書の写しと収支内訳書(青色申告書)の写し ・ 雇用保険受給者証の写しなど、該当するもの
		収入なし	●非課税証明書の写し ●退職した場合は退職日がわかる書類の写し
	別居	収入あり	●送金証明(振込明細書・通帳の写しなど) ●給与収入がある場合 雇用条件通知書の写し 直近3ヶ月の給与明細の写し 給与支払証明書 のいずれか1つ (給与収入のみの場合・・・「給与収入のみである旨の申立書」を労働条件通知書と併せて提出) ●年金受給者の場合(老齢・障害・遺族・個人年金等) 年金額決定通知書の写し 年金額改定通知書の写し 年金振込通知書等の写し のいずれか1つ ●給与以外の収入のある場合(事業収入や失業給付など) 直近の確定申告書の写しと収支内訳書(青色申告書)の写し ・ 雇用保険受給者証の写しなど、該当するもの
		収入なし	●非課税証明書の写し ●退職した場合は退職日がわかる書類の写し ●送金証明(振込明細書・通帳の写しなど)
義父母 兄弟 その他	同居が条件	収入あり	●給与収入がある場合 雇用条件通知書の写し 直近3ヶ月の給与明細の写し 給与支払証明書 のいずれか1つ (給与収入のみの場合・・・「給与収入のみである旨の申立書」を労働条件通知書と併せて提出) ●年金受給者の場合(老齢・障害・遺族・個人年金等) 年金額決定通知書の写し 年金額改定通知書の写し 年金振込通知書等の写し のいずれか1つ ●給与以外の収入のある場合(事業収入や失業給付など) 直近の確定申告書の写しと収支内訳書(青色申告書)の写し ・ 雇用保険受給者証の写しなど、該当するもの
		収入なし	●非課税証明書の写し ●退職した場合は退職日がわかる書類の写し

※父母が共に健在である場合、どちらか片方だけを扶養に加入させることはできません。別居の場合は必ず送金証明を提出すること。

※兄弟・姉妹が学生である場合は「子の場合」の添付書類を参照とすること。